

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月19日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要  
山下小学校揚水管仮設工事
- 2 履行(納品)場所  
横浜市立山下小学校
- 3 契約日  
令和5年11月10日
- 4 履行日又は履行期間  
令和5年11月16日
- 5 契約金額  
325,820円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
(有)佐藤工業所  
横浜市港北区高田東四丁目11番21号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
1階受水槽から高架水槽に向かう地中配管が漏水しており、トイレの排水不良、水道代が高額になるため早急に対応が必要であったため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
市内中小企業で、学校施設にも精通しているため。
- 9 所管課  
横浜市立山下小学校